

支 払 基 金

平成 30 年 5 月 31 日

### 特定器材マスターの改定について

今般、平成 30 年 5 月 31 日付け厚生労働省告示第 239 号に基づき、下記のとおり特定器材マスターを改定しましたのでお知らせします。

なお、今回公表するコードの適用年月日は、平成 30 年 6 月 1 日であることから、平成 30 年 5 月診療分以前の電子レセプトに使用することのないようご留意願います。

また、内容については別紙をご確認ください。

### 記

新規特定器材コードの設定（変更区分「3」：3コード）

## 別紙\_特定器材マスター登録内容の一部変更（平成30.6.1適用）

別表番号	区分番号	特定器材コード	特定器材名・規格名	金額種別	金額	変更区分	変更箇所	変更後	変更前	備考
02	199	710011062	甲状軟骨固定用器具	1	190,000	3		新設		
02	199	710011063	甲状軟骨固定用器具・指定承認番号	1	200,000	3		新設		承認番号「22900BZX00409000」を付与された材料は、平成32年3月31日までの間この金額となります。
02	200	710011064	放射線治療用合成吸収性材料	1	192,000	3		新設		